

平成25年2月28日

## 平成25年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市 政策財政部 契約検査課 072-674-7502

水道部 総務企画課 072-674-7952

平成25年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

### 1 最低制限価格の事後公表(試行)を拡大します

平成25年4月から、建設工事に係る入札案件の、最低制限価格の事後公表を適用する範囲を、以下のとおり拡大します。

最低制限価格を下回る入札は、失格となりますので、ご注意ください。

| 予定価格                            | 入札方式      |
|---------------------------------|-----------|
| 3,000万円以上(平成25年3月公告分まで)         | 制限付一般競争入札 |
| ↓                               |           |
| <u>2,000万円以上</u> (平成25年4月公告分から) |           |

※ 指名競争入札は、予定価格にかかわらず事前公表とします。

### 2 積算内訳書の提出を一部の案件のみにします

平成25年4月から、制限付一般競争入札における積算内訳書の提出を、低入札価格調査制度対象案件等の一部の案件に限定します。

電子入札に参加される場合は、共同利用電子入札システムの申請手続きの中で、「内訳書追加」の作業が行えなくなりますが、そのまま申請手続きをお進めください。(「添付資料」については従来どおり提出が必要となります。)

### 3 低入札価格調査制度の規定を変更します

平成25年4月から、低入札価格調査制度の規定を下記のとおり変更します。

- (1) 低入札価格調査基準価格を下回る入札(契約)に係る契約保証金の額を、請負代金額の30%としておりましたが、請負代金額の20%に変更します。
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回る入札(契約)に係る瑕疵担保期間を、従来1年であったものを2年に、また、2年であったものを4年に延長します。  
瑕疵担保期間4年に該当するものは、大規模土木工事、新築建造物及びその設備工事、学校等の大規模改造、下水道築造工事等となります。
- (3) 複数の応札者が、有効な最低入札金額で並んだ場合、調査対象者をあらかじめ、くじで1者に絞ります。
- (4) 完成検査の結果、70点未満の評定結果に該当した場合、その業者(共同企業体対象工事では構成員も含む)による低入札価格調査基準価格を下回る入札は、当該工事の評定結果を公表した日の翌月から翌年度末まで無効とします。

### 4 制限付一般競争入札の発注予定

| 公 告 日 |        |        |
|-------|--------|--------|
| 4月    | 1日(月)  | 5日(金)  |
|       | 19日(金) | 30日(火) |
| 5月    | 17日(金) | 31日(金) |
| 6月    | 14日(金) | 28日(金) |
| 7月    | 12日(金) | —      |
| 8月    | 2日(金)  | 30日(金) |

| 公 告 日 |        |        |
|-------|--------|--------|
| 9月    | 13日(金) | —      |
| 10月   | 4日(金)  | 18日(金) |
| 11月   | 8日(金)  | 22日(金) |
| 12月   | —      | —      |
| 1月    | 10日(金) | —      |

※公告日については変更・追加する場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務課行政資料コーナー(1階14番)でもお知らせします。
- (2) 発注内容により必要とする参加条件等を入札要綱で定めますので、ご確認のうえ参加をお願いします。
- (3) 4月1日公告の制限付一般競争入札については、積算期間が短期となることから、参加資格の一部を、3月27日に市ホームページのメニュー「工事の発注見通し」に公表する予定です。

## 5 「建築一式」の級別格付基準を変更します

平成25年度の市内・準市内、土木一式・建築一式の級別格付及び発注基準額は、次の表のとおりとします。

| 業種   | 等級 | 総合評定値         | 発注基準額     |
|------|----|---------------|-----------|
| 土木一式 | A  | 670点以上        | 2,000万円以上 |
|      | B  | 670点未満        | 2,000万円未満 |
| 建築一式 | A  | <b>650点以上</b> | 2,000万円以上 |
|      | B  | <b>650点未満</b> | 2,000万円未満 |

各業者の登録及び級別格付は、市ホームページ、契約検査課掲示板及び法務課行政資料コーナー(1階14番)で公開しておりますので、ご確認ください。

## その他のお知らせ

## 6 不正な働きかけへの対応要領

※公表前に事後公表の最低制限価格を聞き出すことは「不正行為」となります。

「不正行為」は、公正取引委員会や警察への通報、指名停止等の対象となります。

入札情報の漏洩等による職員や参加業者の不正行為を未然に防止できるよう本要領を平成24年4月1日から施行しています。

対象となる主な行為

- (1) 特定の者に有利となる競争入札参加に関する行為、又は入札参加資格の選定を促す要求行為
- (2) 非公表又は公表前における入札参加者、設計金額、積算基準、最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格に関する情報漏洩要求行為
- (3) このほか当該行為により特定の者の便宜、利益、又は不利益の誘導につながるおそれのある要求行為

対象とならない主な行為

- (1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別途記録されるとき
- (2) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
- (3) 単に入札等に関する事実、又は手続きの確認であることが明らかなもの

## 7 手持ち工事数の制限と、申込みできる件数の制限に変更はありません

### (1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件(準市内業者は1件)です。

手持ち工事とは、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札(水道部を含む)において落札した案件(契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む高槻市が発注した工事)で、完成検査の完了していないものとしします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、公告日現在とします。

### (2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者の専任配置ができる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

#### 【同一公告日に申込みできる件数】

| 手持ち工事数 | 市内業者                  | 準市内業者           |
|--------|-----------------------|-----------------|
| なし     | 第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 3件 | 第1希望・第2希望いずれか1件 |
| 1件     | 第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 2件 | 申込みできません        |
| 2件     | 第1希望・第2希望(1件のみ)合わせ 1件 |                 |
| 3件     | 申込みできません              |                 |

※共同企業体結成を条件にした入札案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件とカウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。

(5) 平成25年度新規業者は、平成25年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。(ただし、過去3年以内に入札参加資格者名簿に登録されていた新規業者については、4月より入札への参加を認めます。)